

## 「研究者には説明責任がある」

今更、名城大学の研究者の皆さまに向けて「研究不正とは何か」について問答するつもりはありませんが、昨今でも新聞等で研究不正の報道に接することがあり、釈迦に説法になることを承知で申し上げます。

研究不正とは、研究活動全般における不正行為のことですが、これは「研究における不正行為」と「研究費の不正使用」に大別されます。前者については、データや結果の捏造・改ざん・盗用のほか、論文の二重投稿、不適切な著者資格（オーサiership）なども含まれ、研究への信頼を失う行為です。特に捏造・改ざん・盗用は研究者として致命的であることを肝に銘じなければなりません。後者については、研究活動として認められないものへの支出を意味しており、経費負担者の期待を裏切る行為です。研究費が本人の所得から捻出された個人経費である場合は、それを何に使おうと本人の自由ですが、国からの補助金、企業からの助成金、大学授業料等の学費などを原資とする場合は、国・企業・学費負担者に対して研究費使用についての説明責任を果たせるようにしなければなりません。そして、社会から研究についての説明が求められた場合は、研究者としての責任を果たしていただきたく思います。

ここで、研究者ならば研究における不正行為とその結末を承知しているはずですが、「一定期間内に成果を挙げなければならないという内圧・外圧に負けて不正行為に手を染めてしまった」という話を報道でよく見聞きします。研究者は大なり小なりプレッシャーを受けて研究に携わっており、そのプレッシャーに押しつぶされそうになることを否定するものではありません。しかし、そのプレッシャーを跳ね返すために不正行為に手を染めてしまえば、一時的に苦しみから解放されたとしても、いずれ発覚するのではないかという新たな重荷を背負って余計に苦しむことになるのではないかと想像します。そして、発覚すれば研究者人生を棒に振ることになりかねず、このようにコスパの悪いことはありません。たとえ不正行為が頭の中をよぎっても、絶対に思いとどまってください。

一方、研究費の不正使用については、例えば経費の私的使用などのように、研究者でなくても社会人ならば良くないことと容易に判断できるものもありますが、なかなか判断の難しい案件があることも事実です。また、研究費使用のガイドラインに対する誤解があって、不正使用と判断されることもあります。さらに、そもそもガイドラインに未成熟な部分もあり、それに改良が重ねられてきたという歴史もあります。しかし、不正使用が誤解によるものであっても、またガイドラインが未成熟であっても、直近のガイドラインに違反すれば不正使用であることには変わりありませんので、十分にご注意ください。このような事態を避けるために、研究費の使用方法に少しでも不安がある場合は、事前にガイドラインを見て都度確認する、また学術研究支援センターに問い合わせるなどしていただければ幸いです。

最後に、名城大学の研究者の皆さまにおかれましては、研究不正とは無縁の世界で研究活動に邁進され、有益な成果を挙げられますよう、衷心より祈念申し上げます。



統括管理責任者／副学長  
大野 栄治

# 競争的研究資金を受ける大学の責任

競争的研究費をお持ちの先生方にはコンプライアンス研修の動画視聴と誓約書の提出をお願いしており、受講完了していることかと思えます（未受講の方や、分担金など新たに対象になる場合は、ご受講願います）。

さて、今回は新任の先生方もいらっしゃいますので、改めて本学の競争的研究資金の運営管理体制を紹介します（詳細は研究ガイドブック Vol.9 を参照）。

本学では現在、下図のような体制となっております。本体制に基づき、研究者である先生方の窓口として、学術研究支援センターが対応している他、監査部門との連携を受け、内部監査、監事監査、リスクアプローチ監査が組織的に実施されております。これらは基本的に文部科学省のガイドラインに沿って対応しております。そのため、構成員が力を合わせ、それぞれの責任を果たすことが重要となります。引き続き、競争的研究資金の運営に、ご理解・ご協力を何卒宜しくお願い致します。

公的研究費の管理・監査のガイドライン組織対応図

